

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第18回）

議事要旨

日時：令和3年5月26日（水曜日）15:00～17:00

場所：経済産業省別館1階119会議室＋オンライン会議

出席者

三木座長、青柳委員、氏田委員、梶屋委員、加藤委員、熊田委員、多氣委員、日暮委員、松本委員、三浦委員、持丸委員、渡邊委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

今回確認する整合規格案（26規格）について、事務局より資料を用いて説明し、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・資料3について、今回削除予定のJ60825-1(H14)「レーザ製品の安全基準」は関係業界に確認し、現在活用されていないとの説明であったが、具体的にどのような業界に確認したのか、という質問があった。事務局より、電気用品調査委員会がその参加関係団体に対して当該基準の活用有無を確認しており、現在活用されていないとの報告を受けた旨、回答した。
- ・資料3の「表2. 雑音の強さに関する基準」の記載見直しについて、今後、雑音の強さに関する基準は、表2のCISPRに対応した雑音基準ではなく表1のIECに対応した製品規格の中の雑音に関する要求事項を優先していくのか、という質問があった。事務局より、雑音の強さに関する基準は、これまでと同様、表2に掲げる基準が基本であり、一部の製品規格には雑音に関する要求事項が含まれているものもあるため、二重要求を避けるべく記載の適正化を図ることとした旨、回答した。
- ・JISC9335-2-13（資料4-4）について、「箇条32 放射線，毒性その他これに類する危険性（第一部の箇条32による）」をもって、技術基準省令第13条（電気用品から発せられる電磁波による危害の防止）を満たしていることになるのか、という質問があった。事務局より、家電製品から発せられる電磁波による人体への影響については、サンプル調査によりICNIRPのガイドライン基準を満たしているとの報告を関係団体から受けており、当該要求事項をもって電磁波による影響を及ぼさない製品設計がなされるものと考えている旨、回答した。

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201